

## 05 法務省 特区臨時提案 検討要請回答

管理コード	050010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	都道府県	香川県
		提案事項管理番号	0001020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	弁護士法第72条, 第77条第3号
制度の現状	<p>弁護士でない者は, 報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また, その違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の公権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治 646号 92頁 2001年)とある。</p> <p>「行政書士の紛争性のない契約締結代理業務」を明確にするため、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>弁理士の「紛争性のない契約締結代理業務」は、弁理士法第4条第3項に規定されており、参考になる。</p> <p>「紛争性のない契約締結代理業務」は弁護士法第72条に抵触しない。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには、十分な合理性、必要性があると考えられる。</p> <p>御要望の趣旨が必ずしも明らかでないが、仮に、契約に係る法律事務の取扱いを業として行うことを意味するのであれば、当該業務については、契約の種類・内容が多様多様であることのみならず、当該業務が当事者及び利害関係人の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。</p> <p>したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について当該業務を行うことを認めることは相当でない。</p>				

## 05 法務省 特区臨時提案 検討要請回答

管理コード	050020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	行政書士への行政不服審査代理権の付与	都道府県	香川県
		提案事項管理番号	0001030
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省
該当法令等	弁護士法第72条, 第77条第3号
制度の現状	<p>弁護士でない者は, 報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また, その違反者には刑罰が科される。</p>

求める措置の具体的内容	<p>行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>政府規制改革会議が決定した「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)」に「行政書士への行政不服審査代理権の付与」が例示されている。</p> <p>行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理」を行う行政手続の専門家であり、行政不服申立てに関しても、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされている(兼子仁東京都立大学名誉教授「行政書士法コンメンタル」25頁・2004年)。一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成・提出手続代理にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、国民の権利擁護や利便性の向上に資することができる。</p> <p>行政書士以外の隣接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その登用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは不合理である。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を行うことには、十分な合理性、必要性があると考えられる。</p> <p>行政不服審査手続代理業務については、その不服の対象が多種多様であることのみならず、当事者の利害に重大な影響を及ぼすものであることから、幅広い法律分野に関する法律専門知識・能力及び高度の倫理が必要とされる。</p> <p>したがって、弁護士と同程度の法律知識・能力及び倫理が担保されることなく、弁護士以外の者について行政不服審査手続代理を業として行うことを認めることは相当でない。</p>				